

浜田市起業等支援事業補助金運用基準

制定	平成 27 年 4 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

この運用基準は、浜田市起業等支援事業補助金交付要綱（平成 28 年浜田市告示第 17 号。以下「要綱」という。）の規定に基づき補助金を交付する場合の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本コンセプト

この事業の基本コンセプトは以下のとおりとする。

- (1) 地域商業の活力向上に資するものであること。
- (2) 具体的な補助効果を持ち、その効果が継続される見込みであること。
- (3) イベント事業等一時的な集客効果を目的としたものでないこと。
- (4) 事業効果について、具体的な数値目標を定めたものであること。

第 3 補助対象等（要綱第 3 条関係）

補助対象者は、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項及び第 26 項における認定特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）を受ける者、申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者又は特定創業支援等事業を受けた者であること。

第 4 補助要件（要綱第 4 条関係）

- (1) 当該商店街を構成する組織（商店街振興組合、事業共同組合等で法人格の有無を問わない）又は当該地域の活動に積極的に参加し、地域への貢献が見込まれること。
- (2) 起業の計画が浜田市起業等計画認定審査会において認定を受けていること。

第5 補助対象経費（要綱第5条関係）

補助対象経費は、次のとおりとする。

補助対象経費

科目	内容等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客が利用しない施設（従業員のみが利用する休憩室、トイレ等）の経費は補助対象外とする。 ・ 駐車場は補助対象外とする。 ・ 国及び地方公共団体が所有する空店舗等は対象外とする。 ・ 使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。 ・ ランニングコストは補助対象外とする。 ・ 契約にあたっては見積書を取る。なお、20万円以上の場合は2者以上必要とする。（広告宣伝費の(2)と(4)についての相見積は不要）
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、補助事業者が所有すること。 ・ 事業開始後3年は補助目的に合致した活用をすること。
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円未満の備品は補助対象外とする。（飲食店における食器等、大量に購入して合計で1万円以上となる場合も対象外とする） ・ 消耗品は補助対象外とする。 ・ 購入した備品は補助目的以外に使用することはできない。 ・ 補助事業者が所有すること。 ・ パソコン関連機器及びソフトウェアについては、補助事業に専用かつ必要不可欠であり、1万円以上のものを補助対象とする。
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店した店舗の誘客を目的としたものに限る ・ 以下の広告宣伝を対象とする <ol style="list-style-type: none"> (1)開店から3ヶ月経過するまでに配布、掲示するポスター、チラシ等の制作に要する経費 (2)開店から3ヶ月経過するまでに実施する雑誌広告、web広告（3ヶ月経過するまでの掲載にかかる費用）、新聞広告、新聞折り込み等に要する経費 (3)開店から3ヶ月経過するまでに立ち上げるホームページ作成に要する経費（維持管理費は含まない） (4)開店から3ヶ月経過するまでに放送するテレビ、ラジオCMに要する経費

第6 交付申請（要綱第7条関係）

- (1) 起業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、「浜田市起業等計画認定通知書」によるものとする。
- (2) 市長が別に定める期日については、交付申請は補助事業開始前に申請するものとする。

第7 事業年度

(1) 補助事業は、原則として一会計年度（4月1日～翌年3月31日）で終了するものとする。

ただし、一会計年度を越えて継続して実施することが必要と判断される場合は、翌年度まで実施することができる。

(2) 翌年度継続して補助する場合は、交付申請を年度ごとに行うこととし、交付決定を受けなければならない。

(3) 翌年度継続して補助する場合の補助金の額については、対象事業1件につき翌年度にまたがる事業費の総額は、交付要綱第6条に掲げる額を限度とする。

第8 交付決定の取消し等（要綱第13条関係）

(1) 市は、交付の決定をした事業について、補助事業者が交付要綱、運用基準で定められた事項に反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また市は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずる。

(2) 前項に定める補助金の返還については、次の割合に寄るものとする。

①補助金の交付決定の全部取り消し

補助額の10/10

②補助金の交付決定の一部の取り消し（交付決定から3年未満での補助事業の廃止等）

ア ソフト補助に係る部分

(i) 交付決定日から1年未満で事業を廃止した場合

補助額の10/10

(ii) 交付決定日から1年以上3年未満で事業を廃止した場合

補助額の5/10

イ ハード補助に係る部分

補助額の10/10

(3) 事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を免除することができる。

①災害により事業を継続できない場合

②補助事業者が個人事業者の場合、経営者の疾病又は死亡により事業を継続できない場合

③補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

第9 実績報告（要綱第10条関係）

起業等支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に添付する書類は、「収支決算書」（別紙様式第3号）、「補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等」又はそれに準ずる書類の写しによるものとする。

第10 その他（要綱第14条関係）

補助事業者は、商工会議所等の担当経営指導員と協議を行い、より確実性の高い事業計画書作成のための必要な助言をうけること。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から適用する。

この運用基準は、平成28年4月1日から適用する。

この運用基準は、令和3年4月1日から適用する。

この運用基準は、令和4年4月1日から適用する。